本年は
新生活運動
推進の年です

柏市広報

柏市広報オ八号
昭和卅一年一月廿日発行
柏市役所総務課 広報係

よく消せ
よく見よ
もう一度

年頭の誓い

柏市長 鈴木悦三

輝かしい新市の未来と繁栄を象徴する如く、燃ゆるような元旦の太陽が手賀の湖面に照り映え、茲に四万五千の市民の皆様と共に、新春を迎え謹しんで各位の御多幸を祈念し、新市建設の決意を新たにすることは、私の最も欣快に堪えないところであります。

顧みれば昨昭和卅年は新市建設の第一年度であり、而も文字通り曲折を経、波瀾をのり越え試錬に耐えて雄々しく一人立ちの出来る自信を得たことは、本市将来のため得難い体験と云うべく、真に感慨無量なるものがあります。

又、歳末突如として起つた大火は、柏市未曽有の災害にして当市に対する天の試錬でありますが、幸に関係者の努力と暖い隣人愛の数々によつて、応急の救援対策に万全を期して、早くも復興の意気の燃えつつあるは真に感謝と感激に堪えぬ処であります。

さて、合併後一年を経て市会議員、教育委員並びに農業委員は、市民各位の峻厳なる批判と負託に応え、法の定むる定数の適員に改選され、清新の息吹きを新生柏市発展に吹き込んだのであります。

更に、新聞紙上を賑わした市役所内の被疑事件は、声明書その他で其の間の事情を御了察頂き、幸に市民各位の寛容と理解の上に、職員諸氏の良識と協力により、市政は停頓することなく、建設の歩を進め、更にこれを機会に市政の明朗化と市役所吏員の心構えを一新し綱紀の粛正を計り、進んで貴き体験を新市建設のために益あらしめんと努力し、禍を転じて福となさんと決意して、改めて深くお詫び申し上げ、再び斯かる御心労を掛けざる如く念いを新たにして御鞭撻し、一層の御支援を賜わらんことを願つてやみません。

建設第一年度の昨年の事績に徴して、早急に合併の効果を判断するは避くべきことであると存じますが、数字的にその効果の現われとして冗費を節減し、投資的経費の増大の傾向を明確ならしめたことは事実であります。即ち北部小学校の完成、延長四千米に及ぶ舗装道路の新設改良を終り、画期的な事業たる水道は給水を開始し、北陸化工千葉製薬等の企業誘致に成功を見、六号国道は略完成の域に達し、草加バスの開通、市制施行記念事業として奨学資金制度の発足、更に駅前防火帯の決定、四小、五小、二中等の創設もしくは増築の進行等、衛生経済、教育文化の発展向上、交通網の整備等々凡ゆる面にその実績が上り、新市の基盤確立に大きな布石たらしめえたことは、真に慶賀に堪えない次第であります これ偏に市民各位の絶大なる御理解と御協力の賜でありまして改めて深甚なる感謝の意を表する次第であります。

おもうに本市は、先般国勢調査の結果によれば人口四五、〇七四を数え、五年前のそれに比し約七千人を増加し、増加率においては県下最高を示し、しかもその増加は殆ど社会増にして立地条件の優位を思い合わせるとき人口十万の衛生都市の実現は近き将来にあるのであります。特に相次いで実現した市内中心部の集団住宅地の造成は政府の住宅政策と相俟つて本市の将来を示唆するものとして誠に興味深いものがあります。

いまや本市は、上水道の施設と住宅地必須の施設たるガス事業も近々着工を見んとし、益々都市的形容を整えつつあることは真に喜びに堪えぬ処でありますが静かに当市の現況に思いを致すとき未だ他の諸施設は漸くその緒についたのみでありまして、総て今日以後の整備にかかると云わねばなりません。特に今次災害の貴重なる体験は、この禍を再び繰返さざるよう全市域に亘り、恒久的対策に遺憾なからんことを痛感するものであります。

而して地方自治の現況は、地方自治法施行後約十年にして凡ゆる面に行きづまりを生じ、目下国を挙げて地方団体の財政窮乏が叫ばれ、地方制度の全面的改正が要望されているのでありますが、柏市も又その例外ではなく財政力の強化を要することを急務とするのであります。しかも十年後十万人の人口を抱擁する将来を見究めて、諸施策を推進せねば必ずや将来に悔を残すは火をみるより明らかでありこの発展に対処するために積極を大に将来に想いを致し、凡ゆる困難を力強い市民各位の寛容と理解と協力を基調とする親和市政の実現によつて突破して行かねばならぬと存ずるのであります。

幸に市民各位がこの現状を正視せられ、納税その他凡ゆる面につき、一段のご支援を賜わらんことを切望するものであります。私、又駄馬に鞭し、市民皆様の協力の上に将来の輝かしい理想郷『柏』の実現のため新しい感激を以つて市政を遂行する覚悟であることを堅くお誓い申し上げます。

新たなるしかも希望溢るる年頭に想うに今や国を挙げて新時代に処し、新日本建設の一助として新生活運動が推進せられています。私は是非これを当市においても精神運動の一環として強力に推進して日常生活を通じて市民の生活合理化運動として行きたいと存ずるもので あります。

ここに全市民の皆様が重大なる決意を致し、郷土愛に燃え、自治振興発展のため、黙々として努力するときであることを信じ、必ずやこれに共感をし、協力せらるることを信じて疑いません。私は市民皆様と共に渾身の力を傾けつくして、積極果敢に重点に徹した市政の運営をなし、発展する当市の基盤の確立に挺身する所存であります。何卒旧に倍する御協力を懇願してやみません。

市民の皆様、柏市の生命は永遠であり、吾人の子孫は、永遠の柏の生命と共に繁栄するのであります。柏の建設は、今日の住民の希望を満すと同時に、永遠につながる子孫の繁栄の基盤でもなければなりません。若しきを分つて将来の大柏の建設には、ある時は責務に又、ある時は物心両面の協力を惜しまず、いばらの道を開拓せねばならぬのであります。かくてこそ、私達の前に一歩々々踏みしめた勝利と栄光の道が開けると思うのであります。この道こそ、吾々の子孫のために残す唯一の途と確信し、年頭に当り、聊か所懐をのべごあいさつと致します。

市税改正の早わかり

市税賦課徴収条例一部改正

市税賦課徴収条例の一部改正につきましては昨年十二月開催の市議会において可決、その大要は次の通りでありますので市民の皆様の御協力を載きますと共に、市税の完納につき更に一段の御協力をお願い致します。

一、市税過誤納の場合の還付加算金について

従来税の過誤納となつた場合はその税を還付する際に付する還付加算金は納税者の責任により過誤納となつたときはこれを付さないことになつていましたが、今後は責任の如何にかかわらず加算金をつけて還付することになりました。

二、納期限後に納付する延滞金等について

従来納期限後に納付する場合に付する延滞金については、百円につき日歩四銭を付して徴収していましたが今後は日歩三銭となりました。

三市民税の申告について

昨年度迄は毎年三月三十一日迄に前年の所得のあつたものは一月一日現在の住所所在地の市町村長に必要な事項を記入した申告書を提出することになっておりましたが、今後は市民税の賦課徴収について必要ある場合にのみ申告をして戴くことになりました。

四、給与所得以外の所得に対する特別徴収について

従来は給与所得とそれ以外の所得に対する市民税の課税については、特別徴収と普通徴収とに分離して徴税令書を発付しておりましたが今回の改正により、本人よりの申し出がある場合のほかは所得を合算して特別徴収により徴収することになりました。

五、固定資産税の課税標準となる価額の決定について

従来は毎年一月一日現在の現況により評価格を縦覧の上決定しておりましたが昭和卅一年度以後は基準年度（昭和卅一年度及び昭和卅三年度から起算して三年又は三の倍数を経過するごとの年度）ごとに評価額を算出し縦覧の上決定することになりました。

但し基準年度間にその者が所有する固定資産に異動を生じた場合は他に類似する固定資産に準じて評価格を算出し決定することになっております

六、固定資産のうち償却資産の免税点について

従来五万円でありました償却資産の免税点は、昭和卅一年度より十万円に引上げられましたその他滞納徴収引当が不必要となり法人の均等割額が昭和卅一年度より一八〇〇円となり、法人所得割の税率改正及二十坪以下の面積の専用住宅軽減、犬税の改正等があります。

詳細は税務課迄御問合せ下さいこのうち一部の改正点は既に実施されており、又今後において実施して行く改正点もありますのでこの条例を適正に運営するため市民各位の更に新たなる御協力を心よりお願い申し上げます。

しづく！

与論政治は衆愚政治ではない二十人の賢者も八十人の愚者には多数決では敵わない。然かもこれが時流を決定し、政治を決めるのである。

私の望みたい政治は、与論が市制の動向を洞察して、徐々にではあるが社会の進運に役立つ政治である。これあつてこそ未来に生きることが出来るのだ。

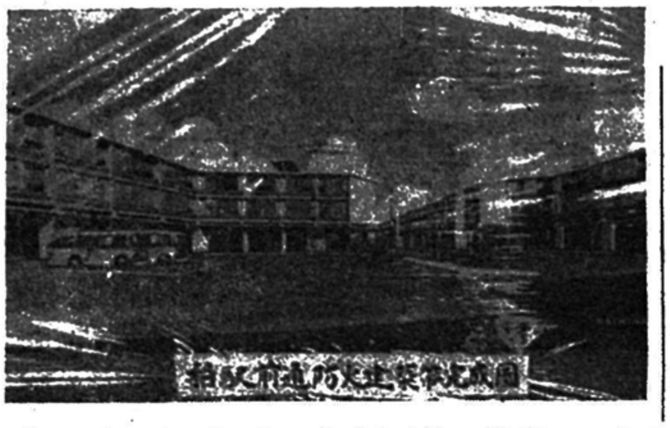

柏駅前防火建築完成予想図

新年の御挨拶

柏市議會議長 小川雄市

柏市の皆様明けましてお目出度う御座います。

市制施行第二年目の輝かしい新春を迎え謹んでお喜びを申し上げますと共に皆様方の御多幸を御祈り致します。

顧みまするに昭和三十年は、地方自治体にとり国家的に大転換をした歴史的第一歩の年で、時流にそい総ゆる困難を克服し得た新生柏市も第一段階としての展張が力強く遂行されつつあつたのでありまして、僅か一ヵ年にして将来の発展を確約すべき特質を見出し、少からずその陣容を整え得るに至りましたことは、皆様とともに誠に御同慶の限りであります。

即ち懸案の上水道企画は市議会となりてより急速に進展、第一期工事を見事に完了し、これを基盤とした特色ある住宅街の建設は正に驚嘆に値し、今や全国有数の模範的施設として、近県は遠くは九州、北海道よりまでも視察に参つている状況で執行当局初め我々議員一同誇り得る一つとなつたのであります。

而して又国県道も関係当局の御配慮により着々と整備がなされ、一部都市的形態をも備うるに至り四通八達の交通網に加えて東武草加線の開通は、玆に全く交通の要衝として名実ともに衛星都市として将又地方中心産業都市としてこれが高度の発展は、真に期してまつべきものあるを確信して居ります。

更には又教育、文化面においても地方財政窮乏の只中にあり乍ら、急激なる人口増に対処して初期において第二中学校の新設を見、北小学校の実現は克く住民の意志に答え、尚増改築も順を追つて為されつつあり、近くは第五小学校の実現も目睫にひかえている現況であります。

又特筆すべきものとして西方の一角に聳える北陸化工は、当市発展に新たなる希望を与え、誠に力強き限りであり、接近においてはガス企業まで誘致されんとして居るのであります。

尚又柏市建設に一大革新をもたらすべき駅前通りの拡巾と、防火帯の建築は、都市建設の半端を行くものであり、而して今回未曽有の大火災にも対処すべく緊要欠くべからざるものであり、幸にして地元民の熱意と決断とにより実行の運びに至つた事は敬服の限りであり、吾々議会としてその円滑なる工事施行に最善の努力を傾注する覚悟を有すると共に、更にこれを延長大柏市の安泰を期したい覚悟で御座います。

以上新生柏市一ヶ年の成果は時局下不可能を可能ならしめたものであり、執行当局の勇断はもとより、新旧議員の御苦労の拝察し得ると共に、改選による議員諸君の真摯なる御審議、而して市民各位の寛大な御理解と絶大なる御後援とによるものでありまして衷心より感謝申し上げる次第であります。

而し乍ら現今の地方財政は、破局寸前にあると云つても過言ではなく、国の財政措置に多く依存する地方財政の運営を非常に困難ならしめて居り、日本再建の為にも放置し得ないものとして地方財政再建運動が澎湃として起り、地方財政再建促進特別措置法の適正化が叫ばれ、これが打開に急を要している今日、決して悪観は許されないのであります。

茲に正常化された議員一同覚悟を新たにすると共に、議決機関としての本旨にそい常に執行当局との調和を保ち、分野を分け合い、総合的判断と大局的見地より、当市発展の特質を一層明瞭ならしめ、もつて明朗柏市建設に最善の努力を惜しまぬ覚悟で御座います。何卒旧に倍しご指導ご協力賜わりますよう衷心より御願い申し上げまして新年のご挨拶と致します。

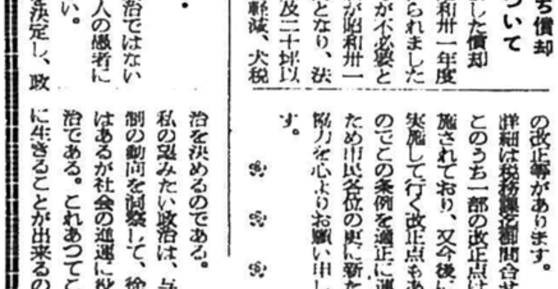

新装成つた柏市役所

お知らせ!! 柏市の財政状況

柏市財政状況の公表書

地方自治法第二四四条第一項及び柏市財政状況の公表に関する条例の定めるところにより、昭和三十年四月一日より、昭和三十年九月三十日までの財政状況および昭和二十九年度(合併後)決算の状況を次のとおり公表する。

(昭和三十年十二月一日)

柏市長 鈴木悦三

一、まえがき

地方自治法及柏市条例の定めるところにより、当市は六月、十二月の二回に亘つて市の財政状況を市民に公表することになつております。今回は、昭和三十年度の上半期分（四月から九月まで）の財政状況と、昭和二十九年度の合併後九月から三月までの決算の状況をここに公表し、市民の皆様に御理解と御協力を仰ぐ次第であります。

別表1　昭和30年度一般会計予算現計表（単位円）昭和30年9月30日現在

才入の部 款別	当初予算額	才1次追加額	才二次追加額	現計
市税	8,504	2,115		83,619
地方交付税	22,000			22.000
財産収入	734			734
分担金負担金	700		151	851
使用料手数料	3,740	704		4,444
国庫支出金	18,753	2,749		21,502
県支出金	2,530	264		2,794
寄付金	201	2,348		2,549
繰入金	1	3,300		3,301
繰越金	1,000			1,000
雑収入	1,522			1,522
市債	12,500	△2,500		10,000
計	145,185	8,980		154,316

才出の部 款別	当初予算額	才一次追加額	才二次追加額	現計
議会費	4,275			4,275
市役所費	27,778	455		28,233
消防費	4,696	1,489	151	6,336
土木費	18,949	524		19,473
教育費	36,100	4,661		40,761
社会及労仂施設費	24,326	1,183		25,509
保健衛生費	5,205			5,205
産業経済費	5,794	367		6,161
財産費	2,333			2,333
統計調査費	540	42		582
選挙費	620	30		650
公債費	2,899	—		2,899
諸支出金	9,190	1,375		10,565
予備費	2,480	△1,146		1,334
計	145,185	8,980		154,316

二、昭和三十年度の財政状況

1 一般会計の現計と収入支出の状況

イ 歳入歳出予算について

昭和三十年度は当初予算の編成を三月に終り、その後二回の追加更正を行い、現在の総予算額は約一五、四三二万円であります。

当初予算編成についての事業の重点として挙げた主なるものは、建設五ヵ年計画事業を経済効果、緊要度、財源等を十分考慮して、その事業の具現によつて住民の経済力を挙げること、及び、教育施設の充実を図ることの二点であり、昭和三十年度における建設計画事業費として挙げられた金額約五、七九〇万円に対して、約五、八九五万円を計上した。その事業費のうち第二点に挙げた教育施設面については、柏二中、柏四・五小、田中北小の建築と、富勢中、土小の修繕費の外、備品施設の購入費等を計上した。

第一回追加更正予算は、主として消防費、教育費等の追加であります。教育費は、昭和二十九年度会計において事業繰延となつた田中北小の建築費であり消防費については昭和三十年度消防整備計画によつて、消防施設の充実を期するために予算化したものであります。

第二回追加予算は、南拍駐在所の設置によつて、地元住民の負担金を受入れ[illegible]に対する費用金額を予算化したものであります。当初予算から追加及び更正によつての予算現計は別表一のとおりであります。

別表2　昭和30年度一般会計歳入歳出の状況（単位千円）昭和30年9月30日現在

款	予算額	収入済額	収入割合
市税	83,619	26,922	32・2
地方交付税	22,000	15,616	71・0
財産収入	734	295	40・2
分担金負担金	851	121	14・2
使用料手数料	4,444	2,023	45・5
国庫支出金	21,502	5,556	25・8
県支出金	2,794	226	8・1
寄付金	2,549	1,000	39・2
繰入金	3,301	—	—
繰越金	1,000	1,047	104・7
雑収入	1,522	542	35・6
市債	10,000		—
計	154,316	53,348	34.6

款	予算額	支出済額	支出割合
議会費	4,275	1,679	39・2
市役所費	28,233	13,099	46・4
消防費	6,336	843	13・3
土木費	19,473	5,457	28・0
教育費	40,761	14,302	35・1
社会及労仂施設費	25,509	8,425	33・0
保健衛生費	5,205	1,379	26・4
産業経済費	6,161	1,575	25・6
財産費	2,333	1,532	65・7
統計調査費	582	76	30・6
選挙費	650	363	55・8
公債費	2,899	1,304	50・5
諸支出金	10,565	5,421	51・3
予備費	1,334		
計	154,316	55,455	35・9

才入合計 53,348千円　才出合計 55,455千円
一時借入金現在高 7,000　差引残高 4,893

ロ 収入支出の状況

本年度上半期における収入支出の状況は別表二のとおりであります。収入の合計は予算額に対して三四・六%であり、支出の合計は予算額に対して三五・九%であります。従つて予算上においては、金繰りに不足を生じたため、年度内の財政調整資金として七〇〇万円の一時借入を行いました。

当市の総予算額に対して、約五四%も占める市税は、市財政の最も大きな役割をもつておりますが、予算に対して三二・一%の収入割合であります。この収入は主として市民税の一期分と二期分及び、固定資産税の一期分と二期分とその他の収入であり、今後、三期分、四期分の収入等によつて年度末までは、一〇〇%を得たいと考えております。

支出面では、財産費が予算額に対して支出割合が多いのでありますが、富勢村合併によつて生じた財産の処分費として約一五〇万円の支払をしたためであります。また、諸支出金においては、町村合併の際に引継いだ借入金の返済金一六七万円の支払をしたものであります。

各予算科目中、投資的な費用の多い教育費については、その財源である市債補助金の未決定のため、工事に着手することができなかつたのでありますが、本年度下半期において建設の手続をとり、事業に着手したい考えであります。

別表3　住民負担の状況

税目	前年度 金額	前年度 一人当り	前年度 一世帯当り	本年度 金額	本年度 一人当り	本年度 一世帯当り	前年度に対する増減 金額	前年度に対する増減 一人当り	前年度に対する増減 一世帯当り
	千円	円	円	千円	円	円	千円	円	円
市民税	27,738	632	3,294	28,744	651	3,396	1,006	19	102
固定資産税	32,635	743	3,873	37,923	859	4,481	5,288	116	608
自転車荷車税	2,354	54	281	2,280	52	269	△74	△2	△12
電気ガス税	3,852	88	459	4,250	96	501	398	8	42
たばこ消費税	7,753	177	923	9,700	219	1,142	1,947	42	219
犬税	497	11	57	589	13	70	92	2	13
木材引取税	12	—	—	12	—	—	—	—	—
旧法による税	—	—	—	121	3	14	121	3	14
計	74,841	1,705	8,887	83,619	1,893	9,873	8,778	188	986

別表4　昭和30年度上水道事業経理の状況（単位千円）30.9.30現在

才入の部 科目	予算現額	収入済額	収入割合
使用料	864	102	12%
手数料	—	86	—
負担金	10	207	2070
補助金	2,000	—	—
市債	48,000	—	—
繰入金	1,000	—	—
繰越金	—	3,323	—
計	51,874	3,718	7

才出の部 科目	予算現額	支出済額	支出割合
事務費	2,698	893	33
工事費	48,584	4,420	9
公債費	390	—	—
予備費	202	—	—
計	51,874	5,313	9

2 一般会計における住民負担の状況

本年度予算における市民一人当り及び、世帯当りの負担額は別表三のとおりでありますが県下十七市の市税の一人当り負担額は二、一八三円となつており、当市では一、八九三円でありますので二九〇円低くなつております。これは当市は大工場等がなくほとんどが低額所得者によつて賄つているため、実質負担額は隣接市より、やや高い現況でありますが、今後企業誘致、高級住宅誘致等によつて税収を確保し、多少なりとも税の軽減をすべく努力したいと考えております。

別表によると前年度と今年度と比較して人口及び世帯当り共多少増加している数字でありますが、これは昨年より人口の増加等による電気税、たばこ消費税の増額の外、固定資産評価基準改訂による固定資産税の増額によつての増加したものであります。

3 公営事業の経理の状況

イ 上水道事業について

市制施行前の旧柏町において昭和二十九年五月二十日に認可され、事業費九、七〇〇万円現任事業の一部変更により、（一七七七万円）を以て三ヵ年継続の事業として計画されたものでありますが、市制施行と共に本市に引継がれ、昨年十二月十五日に起工式を挙行、本格的事業の開始となつたものであります。

当事業はまた[illegible]にありますが、電信電話共済組合、非現業共済組合及び、東京急行株式会社等の多大な協力を得て第一期工事を完了し、本年七月五日に通水式の運びとなり、現在では柴町三十八戸、非現業地域四十三戸、電通地域六十四戸、東急地域四戸は既に給水中であり、この外受付済みのもの三十九戸で計一八八戸であります。これは計画給水戸数二千戸に対し約一割の普及率を示しているのであります。当事業の経理の状況は別表四のとおりです。

別表5　国民健康保険施設勘定（単位千円）

科目	予算額	収入済額	収入割合
診療収入	934	377	40%
一部負担金	594	—	
使用料手数料	46	—	
繰入金	550	300	55
繰越金	0	26	
雑収入	1	2	200
寄付金	0	—	
計	2,125	750	33

科目	予算額	支出済額	支出割合
施設費	2,056	538	26%
諸支出金	3	1	33
予備費	66	28	42
計	2,125	567	27

国民健康保険事業勘定（単位千円）

科目	予算額	収入済額	収入割合
保険税	7,842	963	12%
使用料手数料	47	13	28
国庫支出金	2,043	647	32
県支出金	18	—	—
繰越金	117	117	100
繰入金	1,500	1,200	80
雑収入	21		
計	11,588	2,940	25

科目	予算額	支出済額	支出割合
市役所費	1,901	685	36%
保険給付費	7,654	1,951	25
〃施設費	427	71	17
諸支出金	862	157	18
予備費	744	—	
計	11,588	2,864	25

ロ 国民健康保険について

九月三十日現在における加入世帯三、一九九、被保険者数一七、五〇四であり、各方面の理解ある協力により運営状況は逐次好転しつつあります。保険財政における主たる収入は保険税国庫支出金、一般会計繰入金であり、保険税収納率は国庫支出金交付額との関連し、[illegible]大な影響を及ぼす結果になります。支出としては人件費の外、保険給付費がその大部分であり給付状況は療養諸費八、七五〇件、助産、哺育、葬祭諸費一八二件で計八、九六二件です。

診療所は本年一月開設以来一年、利用者は逐次増加しつつありますが、その対象者は主として、田中地区の被保険者であり[illegible]については目下研究[illegible]あります。当事業としての経理は施設勘定、事業勘定とに分け処理してあります。科目別の状況は別表五のとおりです。

別表6　公益質屋事業（単位千円）

才入の部 科目	昭和29年度決算額	昭和30年9月30日現在
繰越現金	452	206
貸付回収金	3,567	969
貸付金利子	337	264
質流売払代金	4	—
計	4,360	1 439
貸付在庫高	昭和29年度	1,565

才出の部 科目	昭和29年度決算額	昭和30年9月30日現在
貸出金	2,340	1,045
人件費	153	127
需用費	53	57
公債費	43	121
計	2,589	1,350
貸付在庫高	昭和30年9月30日	1,777

ハ 公益質屋事業について

公益質屋は、昭和二十六年開業以来、昨年合併によつて本市の事業として継続中でありますが市民の少額融資と、社会福祉事業としての役割を果し、現在では自己運営が出来る状況にあります。当事業の経理の状況は、別表六のとおりであります。

ニ 宅地造成事業について

昨年に引続いて市内県道際の大塚地区に約二、八〇〇坪の民有地を買収し、宅地五七、敷地一二区画について分譲し、目下売却中であります。なお、当地域内に本年度において市営住宅も建設する予定となつております。経理の状況は別表七のとおりです。

4 財産公債一時借入金の状況

イ 財産の状況

財産の状況については別表八のとおりであります。本年度において所得した財産の主なものは建物として柏第二中学校々舎二五三坪、田中北部小学校々舎二一六坪、市営住宅四棟百坪等であります。土地は田中北部小学校敷地、柏四・五小敷地等であります。今後本年度の予算内においては、更に柏四・五小

の校舎、柏第二中学校々舎の増築分、田中北小学校々舎として田中小からの移築した分と土地としては、柏第二中学校敷地、その他の購入を予定しているのであります。

ロ 公債の状況

公債の現在額は別表九のとおりであります。前回の公表後において新規に起した市債については、総額八四〇万円であり、教育施設資金として六四〇万円消防施設資金として一〇〇万円社会労働、福祉施設資金として五〇万円、失業対策土木事業資金として五〇万円であります。

ハ 一時借入金の状況

一時借入金の現在額は別表十のとおりであります。借入金については、収入と支出とのバランスを保つために必要であり、この償還については、予算内での収入が支出額以上に達した場合に行い、十一月末現在では、四百万円と減つております。この一時借入金は会計年度内に償還しなければならないため、翌年度へ繰越すことは許されないのであります。

5 財政方針

イ 地方財政の現況

地方自治団体とは、全国都道府県及市町村をいい、その団体の規模そのものの大小の違いはあるが、制度そのものなど、自治の目的には変りないのであります。規模については、都道府県と市町村との違いは誰しも認めるところであるが、市町村自体でも、その相違が大きいのであります。特にその内容の構成上から六大都市を除いた各市の財政規模の相違は、川崎市のように二十七億という莫大な予算の規模をもつたところから、六千万円に満たない小さな財政規模の市であつても地方団体の財政には変りないのであります。

国家財政については、本年は前年度に引続いて一兆円予算の緊縮政策をとり、国の経済の地固めをしており、地方財政も全国総体の財政規模が、国家財政の額とほぼ同じ位で各々の施設を講じているのであります。

地方団体は、国の法律の内部にある団体であるので、国の政策によつて種々の影響をうけるので、従つて地方自治体の自己財源である市民税等が総予算に対して占める割合の多いところでは、税源そのものを多くもつているのであります。

当市は市税である自己財源が少いため、国庫からの財政援助を余儀なくされるのでありますしかし乍らこの財政援助については国家財政のわくで限られ、国から義務づけられている事業施策等もまた、市の自己財源を伴うものが増加するのであります。従つてこれは、市にとつて当然施行する施策であるので、国・県からの補助金或は国からの長期借入金（市債）等の獲得によつて住民の福祉増進のために、住みよい郷土を作ることに全力をつくさなければならないのであります。そのため各地方団体では、苦しい財政の中を消極的な経費のあらゆるものを節減して投資的な事業に振り向ける現況であります。

ロ 市財政の現況

予算の現況についての概要はすでに収入支出の状況によつてのべたとおりでありますが、本年は合併後二年目であり、建設初年度であることはいうまでもありませんが、市の予算内容は教育施設の充実を重点とした建設計画事業の施行に必要な予算措置を講じ、更に合併善後措置としての昨年度から持越された旧町村当時の借入金の返済金を計上したものであります。

当初予算としての総予算額は約一四、五〇〇万円であり、そのうち消費的な経費は約四十%投資的及臨時的経費がその残額で六十%を占めております。このうち主たる事業費のみで、総額五、五〇〇万円であり市役所庁舎増改築、道路改修、教育施設、市営住宅建設、学校用地購入、失業対策、土木事業等で、その主なるものであります。

当市の予算については、市と比して投資的経費の額を占める率の多いことを示すことが出来るのであります。各自治体においては住民から徴収する市税と投資的経費とくらべれば、その相違が非常にまちまちであります。当市は云うまでもなく、この率が高く即ち税の還元額も多いと云うことが云えるのであります。

経常的な経費としては、社会保障制度の最も大なる表われである生活保護世帯に対する保護費の支給等が予算内での主とした支出であります。収入面では市税は総予算の五四%を占めており、その他の収入については地方交付税として二、二〇〇万円、事業面での費用の補助金、生活保護法による負担金、国や県からうける収入金、及び市自体での各種使用料、手数料更に各種事業費の財源としての長期の借入金（市債）等によつて補つております。

以上収入と支出面のなりたちを申しのべましたが、予定された以上に支出面において必要を来したり、予定していただけの収入を得られなかつた場合も、あり得ることがありますが、年度中途において収入欠かんの見通しを得た場合には、収入予算支出予算共に更正し、予算を減額するのであり、年度末でなければ、見通しがつかない場合には予算において確定するものであります。

現在当市の収入予算については、税収入を得ることが先決問題であり、この点については市民皆様の御協力を得、収入率を高めることによつて、現在の支出予算を百%使い得る訳であります。

ハ 市財政の健全化のために

先に申し上げましたとおり、当市の財政事情を健全化するためには、税の滞納を一掃することが第一点に挙げられます。納税は自主納税が建前であり、そのためには、納税貯蓄組合に加入することが納税者にとつても市にとつても経費節約出来ることになり、市の財政にプラスになるのであります。

第二点として今後においての根本的な対策として昨年において、いたしました工場誘致を、本年も引続いて運動しております。現在では有力な大工場の誘致の見通しをもつており、その外二、三の工場、諸官庁の誘致についても併せて運動を続けていることであります。

第三点としては人口の増加による自己財源の増額を待つことであります。当市は県下にもその例のない程増加率の高いとは云うまでもありません。特に柏市の中心部と云える県道、東町通りの両側の地域を主として旧柏町地域全体と、南柏駅付近中新宿、今谷上町、光ケ丘等は現在においても、将来において高級住宅地として伸びて行く立地条件を有しており、集団的な住宅建設によつて来年度においては、人口は五万を越えることは必至であります。

急激に人口の増加する当市はこれの対策として積極的に学校児童、生徒増加対策として教育施設を、悪道改修のため道路の改良とその他社会福祉施設等の事業を推進しなければならないため、その財政的裏づけとして、長期の借入金（市債）が現在必要であり、長期借入金は、国からの特別融資であるので今後、市においての財政不健全の要素とはならないのであります

ニ むすび

以上市の財政方針として地方財政の現況からみた柏市財政の現況と市の財政健全化について申し上げましたが、当市は、東京都の衛星都市であるとともに交通、観光、環境共に高級住宅地としてのあらゆる立地条件を供えているため、当面の課題として、これに当らなければならないのであります。人口の増加を待つ受入体制はこの機に備えなければならないことは当然で柏市としては教育施設及道路の改修を重点的に行えるよう、市の財政運営について、創意工夫を更に深めて参りたいと思います。

（以下四頁）

別表7

宅地造成事業　（単位千円）

才入の部				才出の部			
科目	予算額	30.9.30現在収入済額	収入割合	科目	予算額	30.9.30現在支出済額	支出割合
財産収入	5,634	657	12	事業費	2,315	550	24
寄附金	—	—	—	公債費	90	29	32
繰越金	111	111	100	諸支出金	3,300	—	
				予備費	40	—	
計	5,745	768	13	計	5,745	579	10

前年度決算の状況

別表11

昭和29年度一般会計決算書　（単位円）

才入の部				才出の部			
款別	予算額	収入済額	割合	款別	予算額	支出済額	割合
市税	49,459,582	44,639,262	90.3	議会費	2,913,698	2,888,875	99.1
地方交付税	10,245,000	10,245,000	100.0	市役所費	16,034,903	15,826,832	98.7
公営企業及財産収入	976,608	921,477	94.3	警察消防費	3,151,429	2,522,434	80.0
分担金及負担金	85,700	227,920	266.0	土木費	12,877,350	11,869,304	92.2
夫役及現品	200	—	—	教育費	22,793,870	18,375,126	80.6
使用料及手数料	1,671,380	1,709,858	102.3	社会及労仂施設費	12,136,995	11,291,762	93.0
国庫支出金	10,761,185	10,500,810	97.6	保健衛生費	1,642,660	1,417,083	86.[illegible]
県支出金	2,743,510	3,004,674	109.5	産業経済費	3,247,084	2,899,405	89.3
寄附金	51,000	—	—	財産費	2,446,600	2,083,875	85.2
繰入金	3,463,000	—	—	統計調査費	138,850	105,195	75.7
雑収入	2,207,358	2,697,060	122.2	選挙費	672,950	607,662	90.3
市債	9,400,000	8,400,000	89.4	公債費	1,419,835	1,368,055	96.4
				諸支出金	11,205,805	10,043,029	89.6
				予備費	382,494	—	—
合計	91,064,523	82,346,056	90.4	計	91,064,523	81,298,637	89.3

特別会計

国民健康保険事業勘定　（単位円）

才入の部				才出の部			
款別	予算額	収入済額	割合	款別	予算額	支出済額	割合
国民健康保険税	3,590,000	2,838,071		市役所費	853,300	683,845	
使用料及手数料	5,000	3,120		保険給付費	4,916,100	4,202,657	
国庫支出金	2,032,000	2,000,000		保険施設費	223,800	135,668	
県支出金	19,000	70,400		諸支出費	330,700	108,357	
繰入金	700,000	300,000		予備費	88,100	—	
雑収入	66,000	36,917					
計	6,412,000	5,243,508		計	6.412,000	5,130.527	

別表12

国民健康保険施設勘定　（単位円）

才入の部				才出の部			
款別	予算額	収入済額	割合	款別	予算額	支出済額	割合
診療収入	245,850	55,221		施設費	471,280	248,966	
一部負担金	132,000	60,455		予備費	74,870		
使用料及手数料	28,000	9,548					
繰入金	140,000	140,000					
寄附金	100						
雑収入	200						
計	546,150	275,224		計	546,150	248,966	

上水道事業　（単位円）

才入の部				才出の部			
款別	予算額	収入済額	割合	款別	予算額	支出済額	割合
公債	3,500,000	—		水道事業事務費	194,591	186,736	
国庫支出金	1,000,000	—		工事費	19,540,874	11,210,020	
分担金及負担金	9,900,000	600,000		調査費	780,000	780,000	
公営企業及財産収入	870,000	—		公債費	—	—	
寄附金	14,900,000	14,900,000		予備費	254,545	—	
繰入金	500,000	—					
計	20,770,000	15,500,000			2977,000	12,176,456	

宅地造成事業　（単位円）

才入の部				才出の部			
款別	予算額	収入済額	割合	款別	予算額	支出済額	割合
公営企業及財産収入	6,760,800	1,088,420		宅地造成事業費	3,720,800	1,432,640	
寄附金	500,000	500,00		公債費	450,20	45,020	
				諸支出費	3,462.000	0	
				予備費	25,060	0	
計	7,260,800	[illegible]88,420		計	7,260,800	1,477,660	

公益質屋事業　（単位円）

才入の部				才出の部			
款別	予算額	収入済額	割合	款別	予算額	支出済額	割合
事業収入	1,575,000	2,146,774		事業費	223,000	206,207	
[illegible]収入	2,300,000	2,213,539		貸付金	1,630,000	1,612,600	
				在庫繰越金	1,362,000	196,750	
				公債費	610,000	573,718	
				予備費	50,000	—	
計	3,875,000	4,360,318		計	3,875,000	2,589,275	

別表8

財産の現在高

土地の部		家屋の部		
地目	地積	種類	棟数	坪数
田	2反528	学校関係建物	68	7,306坪535
畑	9反326	庁舎及び公民館	11	441・75
宅地	34,333坪55	市営住宅及び教員住宅	35	436・25
山林	56反122	保育園	2	141・
原野	24反913	診療所	3	131・5
計	93反029	其の他	11	140・5
	34,333坪55	計	130	8,599・535

積立金（預金、有価証券）　（単位千円）

種類	金額	備考
財政調整積立金	130	銀行預金2口 80,836円郵便貯金48,664円
基本財産積立金	272	勧銀株券 800円銀行預金2口67,234円 郵便貯金203,854円
学校基本財産積立金	4	郵便貯金3口 4,170円
吉田氏奨学資金	4	銀行預金 4,206円
罹災救助資金	3	郵便貯金 3,488円
計	413	

別表9

公債の現在高（単位千円）

分類	借入金額	未償還金額
教育債	20,329	16,741
公営企業債	1,200	958
社会労仂施設債	2,400	2,400
土木債	1,164	1,164
消防債	1,800	1,744
計	25,893	23,007

別表10

一時借入金の状況（単位千円）

昭和30年9月30日現在

借入先	借入金額	借入期日	返済期限	借入会計別	備考
千葉銀行柏支店	1,500	30. 8. 8	30.10. 6	一般会計	
大蔵省資金運用部	2,000	30. 8. 30	30.11.29	〃	
田中農業協同組合	1,000	30. 9. 2	30.10.31	〃	
柏市〃	500	30. 9. 20	30.11.18	〃	
〃〃	200	30. 9. 17	30.12.10	公益質屋	
千葉興業銀行柏支店	1,000	30. 9. 30	30.11.30	一般会計	
〃	1,000	30. 9. 30	30.12.28	〃	

雄々しく立上る復興と隣人愛

柏市空前の大災害

忘れもしない十二月廿五日町役祭の午前三時十分頃市役所裏協立既製服株式会社より出火した火災は風速四メートルの北西風にあおられ、本市の中心部を一なめにして罹災者三三世帯、一八一名にものぼる物心両面に亘る甚大なる損害を与え、更に幾多の衛星都市の在方に教訓を残して、同日午前五時四十分鎮火した。

市当局は類焼中、直ちに奇跡的に残つた市役所に応急臨時災害対策本部を設け、これが類焼防止と罹災者の救助に当つた又、同日午前八時より緊急議会を招集、応急措置を協議決定。二班に分れ、直ちに見舞金を贈り、又救助をなし、更に柏市臨時災害対策委員会を設け数度に亘り会合し救助物資の配給、復興対策、金融斡旋等これが処理に当つた。

一方廿七日には市内町会長会議を開催、全市一丸となつてこれが救助に当る為一戸当り金五〇円、又は米五合以上の拠出を申し合せ廿九日には大部分のこれが配分が終了した。

この間火災の類焼防止に日頃の訓練を遺憾なく発揮して身命を賭して奮闘した地元消防団、柏警察署員の協力もさることながら、近隣松戸、流山、沼南、我孫子等の消防団、柏、六実米駐留軍消防隊、陸上自衛隊松戸駐屯部隊の応援協力は誠に隣人愛の発露であり全市民の感謝の的となつている。

今次災害は数多くの教訓を与え殊に消防施設の充実、停電時の水道使用、防火建築、都市計画に副つた路面の拡巾等特に本市の如き住宅都市の期容構成に大きな示唆を与えた。

ここに謹んで本次災害に協力された人々に対し、心から厚く御礼申し上げますと共に、不幸罹災者の方々にはその再建の一日も早からんことを御祈り申し上げます。

柏市を良くする為の世論調査に

……御協力下さい！……

この度都立大学教授磯村英一氏他三名の教育大、東洋大教授の方々が研究担当者となりまして、文部省の援助を受けて柏市を選定、市内中学三年生の世帯主を対照にして本月下旬、市をよくする為の世論調査として『町会、婦人会の参加とか映画野球の娯楽状況、新聞、雑誌の購読、合併後市への希望等行う事になつて居ります。本市の現況を掴む上に重要な資料となりますので皆様方の御協力を御願いします。

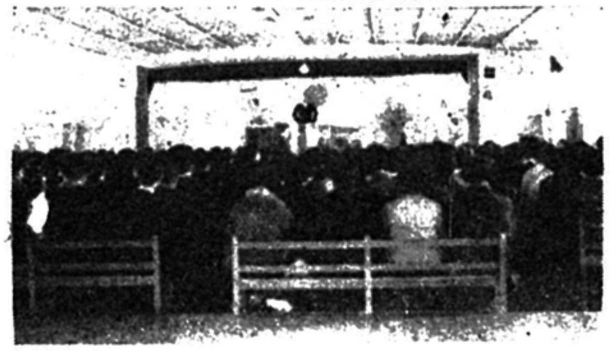

成人式

全国百七十万、千葉県四万三千、柏市九六〇名の成人を祝して恒例の成人式が一月十五日午後一時より柏市立柏中学校講堂において開催されました。

参加者は三百十四名、式は教育委員会の式辞に始まり、市長、議長、公民館長、婦人会長、青年団長等の各々祝辞があり、閉式後、麗明学園理事長草壁弘氏の講演及び映画があり五時散会しました。この日の成人に対して記念品として手拭と柿苗木又は湯呑が各々贈られました。

歳末たすけあい結果報告

昨年十二月に民生委員協議会並に連合婦人会（日赤奉仕団）及び福祉事務所が共催により、市内外困窮家庭に対する『歳末たすけあい運動』については皆様の御理解と御協力により当初予期した以上の好結果裡に終了致しました。

なお、受配世帯数は一八一、受配金額は世帯構成により四百円から八百円という金額が支給されました。この運動により受配者も皆様方の温い思いやりに感謝し、更生する日も遠くないと確信しております。

今後共一層の御援助を賜りたくお願い申し上げます。

柏市災害見舞金品一覧表

内訳

総募金額	一三一、八九五円
支出額	一二七、七八五円
差引額	四、一一〇円

（交付後に持参した為に）

支出内容

地区	世帯	支給額
柏地区	九七世帯	五三、四〇〇円
田中地区	三三世帯	一八、八〇〇円
富勢地区	二七世帯	一六、二〇〇円
土地区	二三世帯	
計	一八一世帯	一〇一、〇〇〇円

また、十二月廿五日の大火に対して民生委員、日赤の合同役員会を開き一、〇〇〇円。七〇〇円。三〇〇円のお見舞金を差上る事に決定。計四千百円。

十二月十六日の市内全地域の広報活動当日の支出金二、七八五円、計十円が残金、三十一年度へ繰越となりました。

◎見舞金◎（受付順）

千葉県知事	五〇、〇〇〇
松戸市長	一〇、〇〇〇
松戸市議会議長	五、〇〇〇
千葉市長	一〇、〇〇〇
習志野市長	一〇、〇〇〇
野田市	一、〇〇〇
佐倉市長	三、〇〇〇
佐倉市議会議長	三、〇〇〇
沼南村若白主分団	五〇〇
福田村消防団	一、〇〇〇
茨城県取手町	三、〇〇〇
成田山新勝寺	二〇、〇〇〇
鎌ヶ谷村婦人会	二、〇〇〇
日立製作所亀有工場	一〇、〇〇〇
東京電力株式会社野田営業所柏出張所職員一同	六、二〇〇
柏市農共組合職員	三、〇〇〇
光陵保館職員一同	二、〇〇〇
日本キリスト教団	
柏旭町教会	一、五二四
光陵保館養老院収容者	五〇〇
柏市戸張青年団	二、〇〇〇
柏コーラス会長	七〇〇
小金毛織株式会社	三、〇〇〇
我孫子社会福祉協会	三、〇〇〇
財団法人広池学園	五、〇〇〇
千葉トヨタ自動車	一、〇〇〇
K嬢	一〇〇
金融懇親会（千葉銀、千葉興銀、千葉相銀、松戸信金の各柏支店）	三、〇〇〇
岡田敏男	五、〇〇〇
鈴木悦三	五、〇〇〇
外川経明	二、〇〇〇
柏市議会議員一同	二〇、〇〇〇
井戸弘	一、〇〇〇
柏市職員組合員一同	五、〇〇〇
竹内定吉	三、〇〇〇
今谷上町会	二、七〇〇
大塚町会	一、六〇〇
常盤分譲地	四、三五〇
逆井町会	七、五〇〇
高田町会	四、〇〇〇
小柳町会	五、九二〇
中新宿町会	五、〇二〇
元町々会	六、〇〇〇
戸張町会（含婦込）	五、六〇〇
豊住町会	三、五二〇
向原町会	六、九〇〇
緑ヶ丘町会	二、四〇〇
高野台町会	八、一〇〇
宿連寺町会	一、二五〇
三区二町会	三、〇〇〇
東三町会	三、六五〇
下町々会	一二、九五〇
光ヶ丘南町会	一、二〇〇
林間学園	[illegible]〇〇
新富町々会	五、三〇〇
一町三組	一、〇〇〇
上町会	二、八〇〇
十余二東町会	五、九〇〇
寿町々会	二、〇五〇
日立三町会	四、二〇〇
根戸町会	四、九六〇
末広町会	五、九〇〇
小青田町会	一、七〇〇
新屋敷町会	一、二三〇
寺山町会	一、四〇〇
名戸ヶ谷町会	六、八二〇
新田町会	三、〇〇〇
十谷津町会	八〇〇
流屋敷町会	一、六〇〇
前原町会	一、九五〇
増尾町会	九、八七〇
明原町会	八、〇六〇
呼塚町会	五、六一〇
船戸町会	三、五三〇
若柴町会	二、七〇〇
篠籠田県住町会	三、八八〇
桜台町会	六、九五〇
松ヶ崎町会	七、六一〇
三区二町会	七、二一〇
藤心町会	六、一四〇
吉谷町会	一、一〇〇
広池町会	五、〇〇〇
戸張県住	一、七〇〇
下町々会	一、〇〇〇
山高野町会	一、三三〇
正連寺町会	一、〇〇〇
大堀町会	七、二〇〇
東一町会	八、二五〇
上三町会	一三、二〇〇
花野井町会	三、五〇〇
中町々会	九、〇五〇
智明寮町会	五〇〇
篠籠田町会	一、七〇〇
三区一町会	一三、四五六
日立一町会	四、三九〇
旭町々会	一三、九三〇
東四町会	三、五五〇
東台町会	五、一〇〇
富里町々会	五、八〇〇
酒井根町会	一、四〇〇
東二町会	一二、〇五〇
柏学園	一、〇〇〇
三号町会	五、〇二〇
豊町々会	六、九二〇
富士見町々会	五、[illegible]〇〇
南増尾町会	三、三二〇
中原町会	一、一〇〇
栄町々会	九、〇八〇
明[illegible]町会	一八、七五〇
幸町々会	七、五八〇
大青田町会	二、六四〇
西十余二町会	五、二五〇
日赤松戸奉仕団	二、〇〇〇
日本共産党細胞	五〇〇
計	五八四、〇〇〇

◎見舞品◎

十余二南会長	白米二俵
中新宿町会	同　一斗一升
小柳町町会	同　四升五合
戸張町会	同　二斗三升
高野台町会	同　五升
宿連寺町会	同　一升
下町町会	同　八升
新宿町会	同　二斗七升
下町三組	同　一升
東十余二町会	白米二斗
根戸町会	同　二斗四升
小青田町会	同　一斗九升
日立三町会	同　五合
新屋敷町会	同　一斗
寺山町会	同　一斗三升
荒屋敷町会	同　一斗五合
布施新田町会	同　四升
十谷津町会	同　二斗六升
前原町会	同　一斗五合
呼塚町会	麦交合一升
明原町会	白米一升
船戸町会	同　四斗三升
若柴町会	同　八升
桜台町会	同　五合
古谷町会	同　三斗
戸張県住	同　五合
花野井町会	同　九斗四升
山高野町会	同　三斗五升
大堀町会	同　四斗
中町々会	白米五升五合
篠籠田町会	同　七斗四升
上一町会	同　五合
日立一町会	同　五合
旭町々会	同　六升五合
富里町々会	同　五升
東台町会	同　一升
酒井根町会	同　二斗八升
東二町会	同　五升
三号町会	同　七升五合
寿町々会	白米二斗五合
富士見町々会	同　一斗五合
大青田町会	同　四斗
新富町青年団	同　三升五合
三号　青年団	同　二升五合
篠籠田青年団	同　三升
松ヶ崎青年団	同　四升五合
計	七石八斗九升

その他味噌、醤油、衣料品等多数になりましたが、記事の都合上省略させて戴きます。

保健課だより

一、昭和三十年も皆様方の御協力により伝染病の発生も比較的少なかつたのですが、各種予防接種の接種率は非常に悪く平均四〇％程度であり憂慮される状態でありますので、昭和卅一年度におきましては実施方法等についても改善し出来るだけ御便宜をはかりたいと思いますので是非御協力願います。昭和卅年の発生総数は卅名です。

二、今年から結核予防法の改正により、まだ学校へゆかない子供さんや、おつとめの人を除いた他はお祖父さん、お祖母さんまで全部ツベルクリン反応検査や、BCG等の接種を行わなければなりません。皆様方の御体の為ですから、是非共御協力願います。

三、特別清掃地域内の皆さんへ長い間御迷惑をかけておりました汚物処理もいよいよ汲取自動車が入りましたので、今後の処理には万全を期し度いと思います。

性能は八十五石積四十馬力、月間千五百石程度の処理能力があります。巡回範囲は大口扱いを主にしておりますが、一般家庭でも比較的大口のものと、車が入れる所は巡回致しますので次の点につき特に御注意下さい

便所の中にボロ布、雑布等は絶対に捨てないで下さい。そのようなものがあると吸取管がつまり汲取不能になります。

料金は今迄通りです。

訃報

伊藤正夫氏四七才　市議会議員
柏市篠籠田一、三三二番地
昭和卅年十二月廿四日逝去
廿五日議会葬をもつて西光院に於て葬儀を執行。

石塚儀信氏五二才富里町々会長
柏市豊四季七四八番地
昭和卅一年一月十一日逝去
十二日自宅に於て告別式を執行

市政進展の為格段の御協力御貢献のあつた両氏の死去を心から御悼み申し上げます。

三、昭和二十九年度決算の状況（合併後）

（第三より）

1 一般会計の状況

昨年度は合併し七カ月分の会計を決算して去る十二月二十五日議会の認定を受けました。総予算額九、一〇六万円に対して収入額八、二三五万円収入率九〇％、支出額八、一三〇万円支出割合八十九％でありました。収入支出の残金は一〇五万円でこの金額は、昭和三十年度予算へ繰越し収入いたしました。収入支出の細部につきましては本年七月一日付柏市広報特集号として第一回財政状況の公表中に決算見込額として事業別、会計別に分類し公表してありますのですでに御承知のことと思いますから、特に田中北部小学校の工事進捗の時期が遅れたため事業の繰越をしたことを申し添えて別表十一によつて決算の状況をお知らせいたします。

2 特別会計の状況

特別会計として、上水道事業、国民健康保険事業、公益質屋事業、宅地造成事業がありこれについての事業の経理は一般会計と同じ第一回公表によつて申し上げ、更に今回の公益事業の経理の状況において申しのべましたので別表十二によつて決算の状況をお知らせいたしますので御了承願います。

四、むすび

以上によりまして、昭和三十年度上半期分（四月～九月）の柏市財政状況の概略をお知らせいたしましたが、本市は合併第二年度であり、建設段階の初年度であり、更に県下最高の人口増加を誇る東京都の衛星都市であるため、財政上において、経常的経費を更に圧縮し、建設的事業の推進を図り、住みよい柏市を健全に育ててゆく為に、積極的に市の行政を見守つて戴くと共に市政に対する深い御理解と御協力をお願い致します。